

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号中「協力病院」を「協力医療機関」に、「第96条第2項」を「第96条第6項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。